

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p>第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第5条 (略) 第6条 ロールケージ 6.1) 全 般 a) (略) b) (略) 2003年1月1日より、ASNによって公認され販売されるすべての新規ケージは、当該製造者が貼付する識別プレートによって識別されなければならない。この識別プレートは複製できたり移動できたりしてはならない(埋め込み、刻印、<u>金属銘板</u>あるいは剥がすと破損するタイプのステッカー等による)。 (略) c) (略) 6.2) 定 義 6.2.1) ～6.2.3) (略) 6.2.4) フロントロールバー (第4-6図) メインロールバーと同様に、その形状はウインドスクリーンピラーとスクリーン上端に沿うもの。 <u>2020年1月1日以降に公認または登録された車両：</u> <u>支柱下部は、ほぼ垂直に近い状態で、後方への垂直に対して最大10°の角度でなければならない。取り付け脚部では、パイプがロールバーの最前点より後方</u>にあってはならない。</p>	<p>第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第5条 (略) 第6条 ロールケージ 6.1) 全 般 a) (略) b) (略) 2003年1月1日より、ASNによって公認され販売されるすべての新規ケージは、当該製造者が貼付する識別プレートによって識別されなければならない。この識別プレートは複製できたり移動できたりしてはならない(埋め込み、刻印、あるいは剥がすと破損するタイプのステッカー等による)。 (略) c) (略) 6.2) 定 義 6.2.1) ～6.2.3) (略) 6.2.4) フロントロールバー (第4-6図) メインロールバーと同様なものであるが、その形状はウインドスクリーンピラーとスクリーン上端に沿うもの。</p>

6.2.5) サイドロールバー (第4-7図)

車両の前後方向中心線にほぼ平行で、垂直に近いワンピースのパイプによるフープで、車両の右側もしくは左側に沿って配置され、そのフロント支柱はウインドスクリーンピラーに沿い、そのリア支柱は垂直に近く、かつ前部座席直後に配置される。

2012年1月1日以降に公認または登録された車両：

当該リア支柱は横から見て直線でなければならない。

2020年1月1日以降に公認または登録された車両：

リア支柱の垂直に対する最大角は±10°であること。

フロント支柱下部は、ほぼ垂直に近い状態で、後方への垂直に対して最大10°の角度でなければならずかつ前方取り付け脚部では、パイプがロールバーの最前点より後方にあってはならない。

6.2.6) ~6.2.14) (略)

6.3) 仕様

6.3.1) 基本構造

(略)

メインロールバーのほぼ垂直な部分あるいはサイドロールバーのリア支柱は、ボディシェルの内部輪郭にできるだけ近接したものでなければならない、その下部の垂直部分の湾曲は1ヶ所以下でなければならない。

(略)

フロントロールバー(あるいはサイドロールバーまたはーフサイドロールバーのフロント支柱)は、ウインドスクリーンピラーに可能な限り近く沿わなければならない、2007年1月1日以降に公認または登録された車両については、それがウインドスクリーンピラーに沿うのが終わった所の下でそれ以上追加の湾曲があってはならない。

(略)

6.3.2) ~6.3.2.1.1) (略)

6.3.2.1.2) ドアバー

(略)

6.2.5) サイドロールバー (第4-7図)

車両の前後方向中心線にほぼ平行で、垂直に近いワンピースのパイプによるフープで、車両の右側もしくは左側に沿って配置され、そのフロント支柱はウインドスクリーンピラーに沿い、そのリア支柱は垂直に近く、かつ前部座席直後に配置される。

2012年1月1日以降に公認または登録された車両については、当該リア支柱は横から見て真っ直ぐでなければならない。

6.2.6) ~6.2.14) (略)

6.3) 仕様

6.3.1) 基本構造

(略)

メインロールバーの垂直部分は、ボディシェルの内部輪郭にできるだけ近接したものでなければならない、その下部の垂直部分の湾曲は1ヶ所のみでなければならない。

(略)

フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロント支柱は、ウインドスクリーンピラーに可能な限り近く沿わなければならない、2007年1月1日以降に公認または登録された車両については、そのウインドスクリーンピラーの底部に相当する高さに1ヶ所のみ湾曲があるものでなければならない。

(略)

6.3.2) ~6.3.2.1.1) (略)

6.3.2.1.2) ドアバー

(略)

これらは取り外し可能であってよい。

(1本の前後方向の部材を、第4-14図、第4-15図および第4-16図に示される設計のそれぞれに追加することができる。)

この側面防護はできるだけ高くなければならないが、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。

(略)

6.3.2.1.3) (略)

6.3.2.1.4) フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強

(略)

その下端は、フロント(サイド)ロールバーの(前部)取り付け基部より100mm未満でなければならない(その計測については第4-58図を参照)。

2020年1月1日以降に公認または登録された車両についてのみ:
この補強がドアバーと交差する場合は、複数の部分に分割されなければならない。

(略)

6.3.2.1.5) (略)

これらは取り外し可能であってよい。

この側面防護はできるだけ高くなければならないが、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。

(略)

6.3.2.1.3) (略)

6.3.2.1.4) フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強

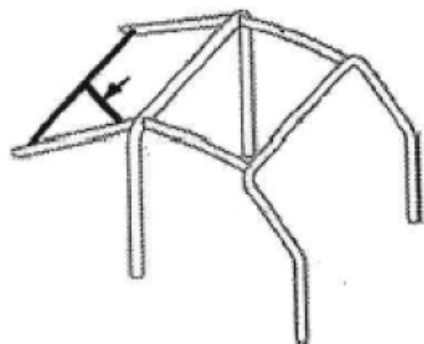
(略)

その下端は、フロント(サイド)ロールバーの(前部)取り付け基部より100mm未満でなければならない(その計測については第4-58図を参照)。

(略)

6.3.2.1.5) (略)

6.2.2.)任意の部材と補強
(図の追加)



第4-23A図



第4-33A図

6.3.2.2.1) ~6.3.2.2.2) (略)

6.3.2.2.3) バックステーの斜行部材 (第4-25図および第4-26図)

6.3.2.2.4) ~6.3.2.3) (略)

6.2.2.)任意の部材と補強

6.3.2.2.1) ~6.3.2.2.2) (略)

6.3.2.2.3) バックステーの斜行部材 (第4-26図)

6.3.2.2.4) ~6.3.2.3) (略)

6.3.2.4) 取り外し可能な部材

取り外し可能な部材が、本規則に従い、安全ケージの構造の中に用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式に従っていなければならない(第4-43図～第4-53図を参照)。

(略)

6.3.2.5) ～ 6.3.4) (略)

6.3.5) 防護のための被覆

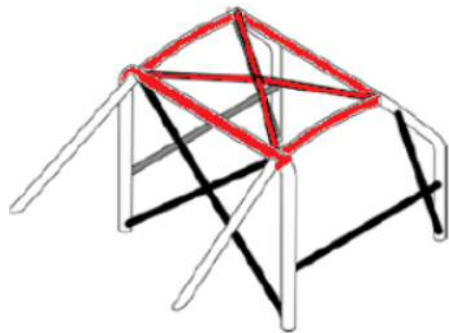
搭乗者の身体がロールケージに接触する可能性がある箇所には、防護のための難燃性の被覆が施されていなければならない。

搭乗者のヘルメットがロールケージに接触する可能性がある箇所については、F I A基準 8857-2001 タイプAに合致したものが推奨される。

2020年1月1日以降に公認または登録された車両：

第4-65図に示されるケージのすべてのパイプ、およびすべての屋根の補強は、F I A基準8857-2001タイプA(テクニカルリストNo. 23参照)に合致するパッドをドライバーの側にのみ装着していなければならない。

各パッドはパイプから動くことのないように固定されなければならない。



第4-65図

6.3.2.4) 取り外し可能な部材

取り外し可能な部材が、安全ケージの構造の中に用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式に従っていなければならない(第4-43図～第4-53図を参照)。

(略)

6.3.2.5) ～ 6.3.4) (略)

6.3.5) 防護のための被覆

搭乗者の身体がロールケージに接触する可能性がある箇所には、防護のための難燃性の被覆が施されていなければならない。

搭乗者のヘルメットがロールケージに接触する可能性がある箇所については、F I A基準 8857-2001 タイプAに合致したものが推奨される。

第 7 条～第 12 条 (略)

第 13 条 座 席

1) ～ 3) (略)

4) 当初の座席の取り付け具または支持具が変更される場合、支持具は以下のいずれかに取り付けられなければならない。

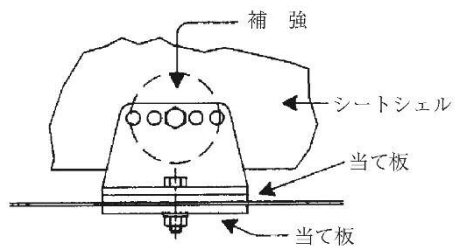
-座席を固定するために使用されている当初の固定点

-付則 J 項第 253-65 図に合致する座席固定用の固定点

座席支持具は第 4-6 6 図に従って、最小直径 8mm のボルトを使用し、1 座席につき少なくとも 4 箇所座席固定用の固定点に取り付けられなければならない。

各取り付け点について、支持具、車体/シャシーと当て板の接触面積は最低 40cm²であること。

5) ～ 9) (略)



第 4-6 6 図

第 14 条～第 22 条 (略)

以上

第 7 条～第 12 条 (略)

第 13 条 座 席

1) ～ 3) (略)

4) 当初の座席の取り付け具または支持具が変更される場合、支持具は以下のいずれかに取り付けられなければならない。

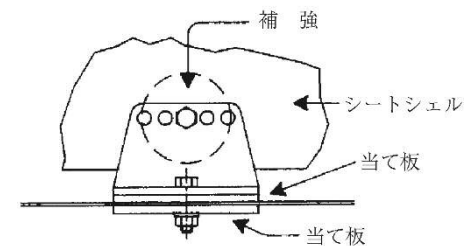
-座席を固定するために使用されている当初の固定点

-付則 J 項第 253-65 図に合致する座席固定用の固定点

座席支持具は第 4-6 5 図に従って、最小直径 8mm のボルトを使用し、1 座席につき少なくとも 4 箇所座席固定用の固定点に取り付けられなければならない。

各取り付け点について、支持具、車体/シャシーと当て板の接触面積は最低 40cm²であること。

5) ～ 9) (略)



第 4-6 5 図

第 14 条～第 22 条 (略)

以上

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p style="text-align: center;">第7章 グランドツーリングカー300</p> <p>定義：(略)</p> <p>第1節 グランドツーリングカー300 (JAF-GT300)</p> <p>第1条 車両</p> <p>1. 1) 基本車両としての資格 自動車製造者によって生産され、公道走行に適合し以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>① FIAグループN/A/GT3/JAF量産ツーリングカーまたは特殊ツーリングカーとして公認された車両。</p> <p>② JAF登録車両として登録された車両。</p> <p>1. 2)～1. 3) (略)</p> <p>第2条～第3条3. 3. 1) (略)</p> <p>3. 3. 2) ドア</p> <p>1) <u>ドア外面形状は、フラットボトム底面から120mmまでの範囲を、またドア下部サイドステップ内に排気系(触媒装置含む)を設置する場合ドア外面形状は、フラットボトム底面から170mmまでの範囲を削除することが出来るが、それ以外の部分は当初の形状を維持しなければならない。ドアの裏面形状を変更することが認められる。</u></p> <p>2)～5) (略)</p> <p>3. 3. 3)～3. 3. 8) (略)</p> <p>3. 3. 9) ボデイサイドパネル、サイドシル</p> <p>3. 3. 9. 1) ボデイサイドパネル、サイドシル、床</p> <p>1) ドアウィンドウ下部見切りより下方のボデイサイドパネルおよびサイドシル、床は、当初のボデイサイドパネルおよびサイドシル、床を削除し新たに設置することができる。</p> <p>2) 形状と材質 形状：自由</p>	<p style="text-align: center;">第7章 グランドツーリングカー300</p> <p>定義：(略)</p> <p>第1節 グランドツーリングカー300 (JAF-GT300)</p> <p>第1条 車両</p> <p>1. 1) 基本車両としての資格 自動車製造者によって生産され、公道走行に適合し以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>① FIAグループN/A/GT3/<u>GT2/GT1</u>、JAF量産ツーリングカーまたは特殊ツーリングカーとして公認された車両。</p> <p>② JAF登録車両として登録された車両</p> <p>1. 2)～1. 3) (略)</p> <p>第2条～第3条3. 3. 1) (略)</p> <p>3. 3. 2) ドア</p> <p>1) ドア外面形状は、フラットボトム底面から120mmまでの範囲を削除することが出来るが、それ以外の部分は当初の形状を維持しなければならない。ドアの裏面形状を変更することが認められる。</p> <p>2)～5) (略)</p> <p>3. 3. 3)～3. 3. 8) (略)</p> <p>3. 3. 9) ボデイサイドパネル、サイドシル</p> <p>3. 3. 9. 1) ボデイサイドパネル、サイドシル、床</p> <p>1) ドアウィンドウ下部見切りより下方のボデイサイドパネルおよびサイドシル、床は、当初のボデイサイドパネルおよびサイドシル、床を削除し新たに設置することができる。</p> <p>2) 形状と材質 形状：自由</p>

ただし、ボディサイドパネルとサイドシルはフラットボトム底面から、その250mm以上上方までの範囲で、車両幅方向で、ドア外側面下端とド側面下端から120mm (3.3.2でサイドステップに排気系を設置する場合は170mm) 内側の間に外側面を有さなければならない。ただし、3.3.8) 2)「排気管用トンネル」による改造は許される。

材質：堅固で防火性に富んだ下記の材質により構成されていなければならない。

- ① 基本車両のモノコックを形成する素材と同一素材、同一以上の厚さを持つ材料。
- ② 10mm以上の厚さのハニカム構造を持つカーボンファイバー材。
- ③ 3.5mm以上の厚さを持つカーボンファイバーコンポジット。

3) サイドシル内部を空気が流れる構造は禁止される。

4) フロントフェンダーとリアフェンダーの間で、ドアの下方の範囲は、基本車両の外側面（ドアアウターパネル又は、サイドシル外側面、又はサイドシルカバー外側面）を拡張しサイドシルカバーを設置してもよいが、拡張されない部分は基本車両と同一の面を保持していなければならない。本部位の最外側面とサイドシルとの間には、空気が流れる構造は禁止され、最外側面に排気管を通すための開口を設ける場合、車両側面視で直径170mmの円に外接する四角形の範囲まで許される。

5) サイドシルカバーを設置する場合、材質は自由。

ただし、ボディサイドパネルとサイドシルはフラットボトム底面から、その250mm以上上方までの範囲で、車両幅方向で、ドア外側面下端とド側面下端から120mm内側の間に外側面を有さなければならない。ただし、3.3.8) 2)「排気管用トンネル」による改造は許される。

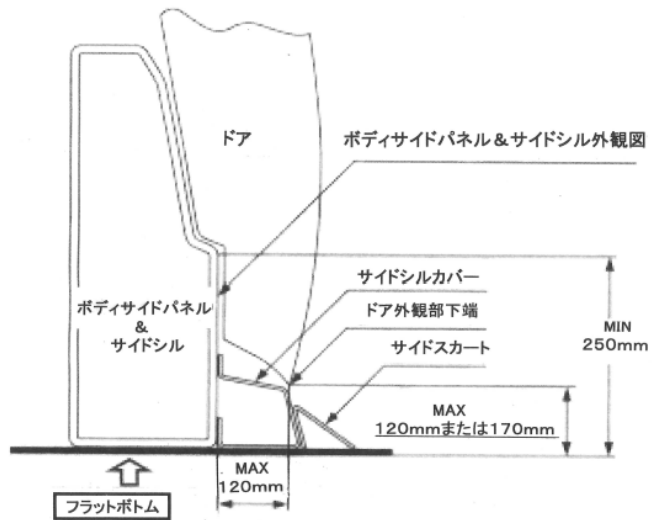
材質：堅固で防火性に富んだ下記の材質により構成されていなければならない。

- ① 基本車両のモノコックを形成する素材と同一素材、同一以上の厚さを持つ材料。
- ② 10mm以上の厚さのハニカム構造を持つカーボンファイバー材。
- ③ 3.5mm以上の厚さを持つカーボンファイバーコンポジット。

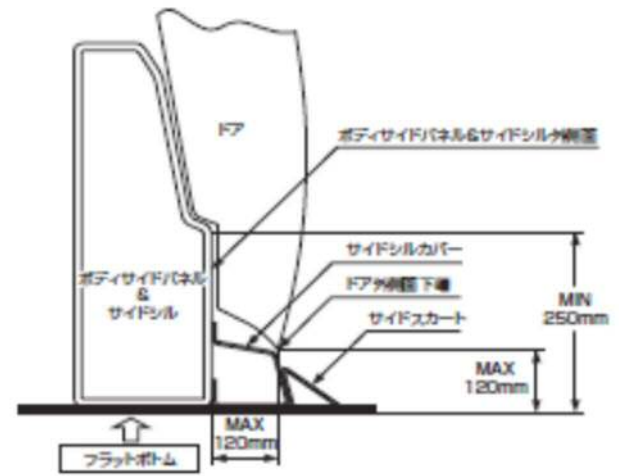
3) サイドシル内部を空気が流れる構造は禁止される。

4) フロントフェンダーとリアフェンダーの間で、ドアの下方の範囲は、基本車両の外側面（ドアアウターパネル又は、サイドシル外側面、又はサイドシルカバー外側面）を拡張しサイドシルカバーを設置してもよいが、拡張されない部分は基本車両と同一の面を保持していなければならない。本部位の最外側面とサイドシルとの間には、空気が流れる構造は禁止され、最外側面に排気管を通すための開口を設ける場合、車両側面視で直径120mmの円に外接する四角形の範囲まで許される。

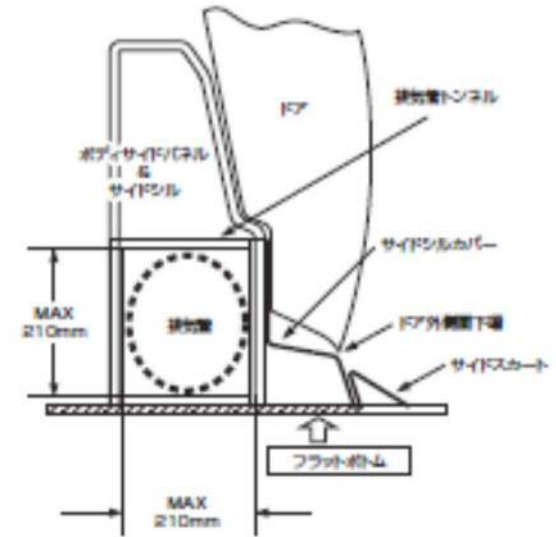
5) サイドシルカバーを設置する場合、材質は自由。



第7-11図



第7-11図



第7-12図

3. 3. 10) ~ 3. 4. 3) (略)

第4条~第13条 (略)

別表1 (略)

別表2 最低重量とエアリストリクター

気筒容積区分(cc)	数	最低重量区分(kg)				
		1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
<=2000		装着免除				
2,000cc<<=2,500	1	<u>43.77</u>	<u>44.66</u>	<u>45.57</u>	<u>46.49</u>	<u>47.43</u>
	2	<u>30.95</u>	<u>31.58</u>	<u>32.22</u>	<u>32.87</u>	<u>33.54</u>
2,500cc<<=3,000	1	<u>42.28</u>	<u>43.13</u>	<u>44.01</u>	<u>44.90</u>	<u>45.81</u>
	2	<u>29.90</u>	<u>30.50</u>	<u>31.12</u>	<u>31.75</u>	<u>32.39</u>
3,000cc<<=3,500	1	<u>41.31</u>	<u>42.15</u>	<u>43.01</u>	<u>43.88</u>	<u>44.77</u>
	2	<u>29.21</u>	<u>29.80</u>	<u>30.40</u>	<u>31.02</u>	<u>31.65</u>
3,500cc<<=4,000	1	<u>40.67</u>	<u>41.50</u>	<u>42.34</u>	<u>43.20</u>	<u>44.08</u>
	2	<u>28.76</u>	<u>29.34</u>	<u>29.94</u>	<u>30.54</u>	<u>31.16</u>
4,000cc<<=4,500	1	<u>40.25</u>	<u>41.06</u>	<u>41.89</u>	<u>42.74</u>	<u>43.61</u>
	2	<u>28.46</u>	<u>29.03</u>	<u>29.62</u>	<u>30.22</u>	<u>30.83</u>
4,500cc<<=5,000	1	<u>39.82</u>	<u>40.63</u>	<u>41.45</u>	<u>42.30</u>	<u>43.15</u>
	2	<u>28.16</u>	<u>28.73</u>	<u>29.31</u>	<u>29.91</u>	<u>30.51</u>
5,000cc<<=5,500	1	<u>39.50</u>	<u>40.30</u>	<u>41.12</u>	<u>41.95</u>	<u>42.80</u>
	2	<u>27.93</u>	<u>28.50</u>	<u>29.08</u>	<u>29.67</u>	<u>30.27</u>
5,500cc<	1	<u>39.07</u>	<u>39.87</u>	<u>40.68</u>	<u>41.50</u>	<u>42.35</u>
	2	<u>27.63</u>	<u>28.19</u>	<u>28.76</u>	<u>29.35</u>	<u>29.94</u>

* 過給装置付き付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが使用される。

以上

3. 3. 10) ~ 3. 4. 3) (略)

第1条~第13条 (略)

別表1 (略)

別表2 最低重量とエアリストリクター

気筒容積区分(cc)	数	最低重量区分(kg)		
		1,100	1,150	1,200
<=2000		装着免除		
2,000cc<<=2,500	1	<u>42.90</u>	<u>43.77</u>	<u>44.66</u>
	2	<u>30.33</u>	<u>30.95</u>	<u>31.58</u>
2,500cc<<=3,000	1	<u>41.43</u>	<u>42.28</u>	<u>43.13</u>
	2	<u>29.30</u>	<u>29.90</u>	<u>30.50</u>
3,000cc<<=3,500	1	<u>40.49</u>	<u>41.31</u>	<u>42.15</u>
	2	<u>28.63</u>	<u>29.21</u>	<u>29.80</u>
3,500cc<<=4,000	1	<u>39.86</u>	<u>40.67</u>	<u>41.50</u>
	2	<u>28.19</u>	<u>28.76</u>	<u>29.34</u>
4,000cc<<=4,500	1	<u>39.45</u>	<u>40.25</u>	<u>41.06</u>
	2	<u>27.90</u>	<u>28.46</u>	<u>29.03</u>
4,500cc<<=5,000	1	<u>39.03</u>	<u>39.82</u>	<u>40.63</u>
	2	<u>27.60</u>	<u>28.16</u>	<u>28.73</u>
5,000cc<<=5,500	1	<u>38.71</u>	<u>39.50</u>	<u>40.30</u>
	2	<u>27.37</u>	<u>27.93</u>	<u>28.50</u>
5,500cc<	1	<u>38.30</u>	<u>39.07</u>	<u>39.87</u>
	2	<u>27.08</u>	<u>27.63</u>	<u>28.19</u>

* 過給装置付き付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが使用される。

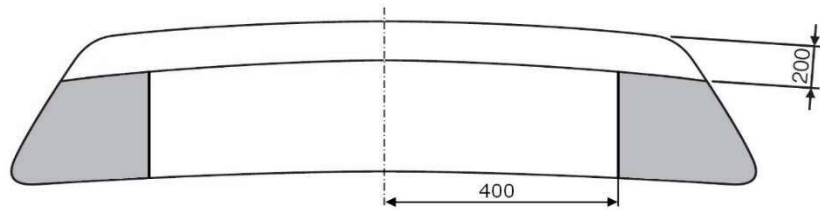
以上

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p>第8章 グランドツーリングカー500 (JAF-GT500)</p> <p>第1条 車両</p> <p>1. 1) (略)</p> <p>1. 2) 基本車両としての資格</p> <p>自動車製造者によって生産され、公道走行に適合し以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>① FIAグループN/A/GT3/JAF量産ツーリングカーまたは特殊ツーリングカーとして公認された車両。</p> <p>② JAF登録車両として登録された車両。</p> <p>③ JAFによって認められた車両。</p> <p>④ DMSBによってDTM基本車両として認められた車両。</p> <p>1. 3) (略)</p> <p>第2条～第3条3. 2. 1) (略)</p> <p>3. 2. 2) その他のウィンドウ</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) リアウィンドウに以下条件で穴を開けることが許される。</p> <p>i) 車室内の換気を目的とした穴</p> <p>リアウィンドウ中央から400mmより外側、上端部から200mm下方の範囲で、穴の合計面積が10,000mm²以上、30,000mm²以下。穴の個数は自由。</p> <p>i i) エアコンシステムの放熱、冷却を目的とした穴</p> <p>幅1,200mm以下で面積40,000mm²以下の穴一箇所。この穴はエアコンシステムを搭載する場合に限り認められる。</p>	<p>第8章 グランドツーリングカー500 (JAF-500)</p> <p>第1条 車両</p> <p>1. 1) (略)</p> <p>1. 2) 基本車両としての資格</p> <p>自動車製造者によって生産され、公道走行に適合し以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>① FIAグループN/A/<u>GT2/GT1</u>、JAF量産ツーリングカーまたは特殊ツーリングカーとして公認された車両。</p> <p>② JAF登録車両として登録された車両。</p> <p>③ JAFによって認められた車両。</p> <p>④ DMSBによってDTM基本車両として認められた車両。</p> <p>1. 3) (略)</p> <p>第2条～第3条3. 2. 1) (略)</p> <p>3. 2. 2) その他のウィンドウ</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) リアウィンドウに以下条件で穴を開けることが許される。</p> <p>i) 車室内の換気を目的とした穴</p> <p>リアウィンドウに<u>沿って両側から80mm以内</u>、上端部から200mm下方の範囲で、穴の合計面積が10,000mm²以上、30,000mm²以下。穴の個数は自由。</p> <p>i i) エアコンシステムの放熱、冷却を目的とした穴</p> <p>幅1,200mm以下で面積40,000mm²以下の穴一箇所。この穴はエアコンシステムを搭載する場合に限り認められる。</p>



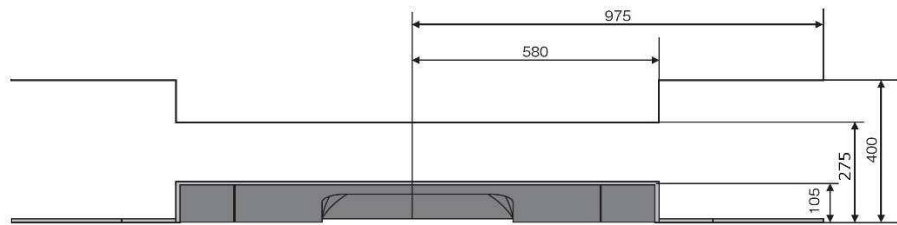
第8-1図

3. 3) 車体

3. 3. 1) デザインライン

以下の第8-2図、第8-2a図および第8-2b図に示される太線をデザインラインと定義する。

第8-2図 (略)



第8-2a図

3. 3. 2) ~第4条 (略)

第5条 エンジン

以下の条項を除き自由。

5. 1. 1) エンジンの型式および排気量

認められるエンジンはJAFに申請し承認を受けた過給器付き筒内直接噴射の直列4気筒で、排気量2,000ccを超えることの無いエンジンのみである。当該エンジンを使用して初めて参加する競技会の2ヶ月前までに申請しなければならない。申請は1シーズンに1回に限られる。

5. 1. 2) エンジンの位置

搭載されるエンジンは、車室より前部に配置されなければならない。



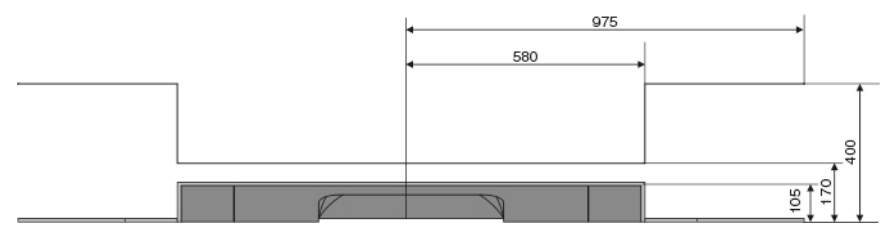
第8-1図

3. 3) 車体

3. 3. 1) デザインライン

以下の第8-2図、第8-2a図および第8-2b図に示される太線をデザインラインと定義する。

第8-2図 (略)



第8-2a図

3. 3. 2) ~第4条 (略)

第5条 エンジン

以下の条項を除き自由。

5. 1. 1) エンジンの型式および排気量

認められるエンジンはJAFに申請し承認を受けた過給器付き筒内直接噴射の直列4気筒で、排気量2,000ccを超えることの無いエンジンのみである。当該エンジンを使用して初めて参加する競技会の2ヶ月前までに申請しなければならない。申請は1シーズンに1回に限られる。

5. 1. 2) エンジンの位置

搭載されるエンジンは、基本車両の搭載位置に車両前後方向で配置されなければならない。

<p>5. 1. 3) ~第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションおよびステアリング</p> <p>9. 1) サスペンションの形式と取り付け <u>JAFの指定するサスペンションを使用しなければならない。</u></p> <p>9. 2) スタビライザー <u>JAFの指定するスタビライザーを使用しなければならない。</u> 走行中にドライバーによってスタビライザーを調整することは禁止される。</p> <p>9. 3) アクスル <u>JAFの指定するアクスルを使用しなければならない。</u></p> <p>9. 4) ~9. 5) (略)</p> <p>9. 6) サスペンションアーム <u>JAFの指定するサスペンションアームを使用しなければならない。</u></p> <p>9. 7) ~第13条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>5. 1. 3) ~第8条 (略)</p> <p>第9条 サスペンションおよびステアリング</p> <p>9. 1) サスペンションの形式と取り付け <u>基本車両のサスペンション形式からの変更および改造は自由。</u></p> <p>9. 2) スタビライザー <u>2.1.2) 「制御機能の制限」の条件を満たしていれば取り付けブラケットを含み自由。</u> 走行中にドライバーによってスタビライザーを調整することは禁止される。</p> <p>9. 3) アクスル <u>スピンドルを含み自由。センターロック方式への変更は許される。</u></p> <p>9. 4) ~9. 5) (略)</p> <p>9. 6) サスペンションアーム すべてのサスペンションアームは金属製でなければならない。</p> <p>9. 7) ~第13条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p>第7章 フォーミュラ4 (F4)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>4.3.8) フライホイール フライホイールは自由とする。ただし、材質は鉄製で重量は<u>フライホイールとクラッチアッセンブリー</u>で合計4.5kg以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第7章 フォーミュラ4 (F4)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>4.3.8) フライホイール フライホイールは自由とする。ただし、材質は鉄製で重量は<u>2.5kg</u>以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p style="text-align: center;"><u>第12章スーパーフォーミュラ・ライツ (SFL)</u></p> <p>※新規規則 規則詳細は、後日公示</p>	
<p style="text-align: center;">第<u>13</u>章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第12章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2020年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p data-bbox="315 268 864 300">第14章 リブレ（その他の車両）（NE）</p> <p data-bbox="87 347 1097 496">本規則第1編レース車両規定、もしくは国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループのいずれにも属さない車両で競技会を開催する場合、オーガナイザーは、特別規則書に車両規則を明記しなければならず、<u>FIAの承認を受けている場合を除き</u>、下記に従いJAFの許可を得なければならない。</p> <p data-bbox="105 547 215 579">（以下略）</p> <p data-bbox="1037 675 1097 707">以上</p>	<p data-bbox="1361 268 1910 300">第13章 リブレ（その他の車両）（NE）</p> <p data-bbox="1133 347 2143 496">本規則第1編レース車両規定、もしくは国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループのいずれにも属さない車両で競技会を開催する場合、オーガナイザーは、特別規則書に車両規則を明記しなければならず、<u>いかなる場合においても</u>下記に従いJAFの許可を得なければならない。</p> <p data-bbox="1151 547 1261 579">（以下略）</p> <p data-bbox="2078 675 2139 707">以上</p>